



弁護士 黒岩 哲彦

弁護士 鎌田 正紹

弁護士 小寺 貴夫

弁護士 柿沼 真利

弁護士 金湖 恒一郎

弁護士 石井 一楨

弁護士 辻田 航

弁護士 大久保 陽加

事務局 一同

ごあいさつ

謹賀新年

日本国憲法9条を改正する動きがいよいよ本格化しています。

安倍首相は、2018年の国会で憲法の論議を行い、2018年か2019年に国会の発議と国民投票を行い、2020年には施行するとの方針を明言しています。具体的には憲法9条に「自衛隊」を明記し、9条の意味を全く変えてしまおうというものです。

全国で憲法や9条について考え方の違いを越えて、9条の「自衛隊」明記を反対する3000万人署名が取り組まれています。

皆さまのご協力をお願い致します。

所長弁護士 黒岩哲彦

2018.1.19

発行

北千住法律事務所

120-0034
東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル2階
TEL 03-3870-0171 FAX 03-3881-7471

広告責任者
東京弁護士会所属 所長 黒岩哲彦
<http://www.kitasenju-law.com/>

御相談は03-3870-0171まで

はるか

大久保 陽加 弁護士が 入所しました。



初めまして、2018年1月に北千住法律事務所に入所しました。弁護士の大久保陽加（おくぼはるか）と申します。

太「陽」に「加」えるとの名前の通り、明るいことが取り柄です。大阪桐蔭に通っており、在学中は、高校野球の応援によく行っていました。今でも高校野球を観戦するのが好きでテレビの前でついつい熱くなってしまいます。高校卒業後は、上智大学法学部に進学しました。上智大学では、新入生の大学生としての新生活を補助するサークルに所属しており、新入生向けのパンフレット作成をしておりました。学生の多くが帰国子女という環境に感化され、カナダ留学にも行きました。その後、早稲田大学法科大学院に進学し、司法試験の勉強を始めました。大学院では、障害者法クリニックというゼミに参加するなどしていました。

弁護士になった理由

大学在学時にカナダに留学していた際にエコツーリズムなどの環境保護活動を知り、卒業後は環境保護活動を仕事としてしてみたいと考えていました。と言っても、具体的な仕事が思い浮かん

でいたわけではなく、どんな仕事が自分に向いているんだろう？と悩んでいました。そんな時に偶然受講した授業で環境訴訟に従事している弁護士のお話を聞く機会があり、「私のやりたい仕事はこれだ！」と思い、弁護士を目指しはじめました。

きっかけとなったのは環境訴訟でしたが、法科大学院や司法修習を通じて、環境問題と同じように、社会的な問題により生命・身体・精神に危害を受けてしまった方がたくさんいらっしゃると知り、弁護士としてHPVワクチン訴訟、医療訴訟、環境・公害訴訟、セクシュアルマイノリティ問題、外国人事件、障害者事件などに関わっていきたいと思っています。他にも、労働事件、離婚、相続、交通事故、債務整理、事業承継や中小企業法務など多様な分野の案件に取り組み、多くの方がよりよい環境で生活できるためのお手伝いをしたいと思っております。

終わりに

お客様一人一人のお気持ちに寄り添い、より良い問題解決を提案できるように一球入魂の精神で頑張っていきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

「共謀罪」のお話



弁護士 辻田 航

1 覚えていますか、「共謀罪」

みなさん、昨年の7月11日に強行採決で成立した、「共謀罪」って覚えていますか？

新年早々キナ臭くて恐縮ですが、今回は「平成の治安維持法」こと「共謀罪」についてのお話です。

2 共謀罪とは？

まず、共謀罪とは、「組織犯罪処罰法」の「6条の2」で新たに定められた犯罪のことです。

この条文は、法律家でもすぐに理解するのは難しいのですが、ごく簡単に言ってしまえば、犯罪を「計画」段階で処罰するものです。

こう聞くと、「犯罪者を早期に処罰して何が悪いんだ」と思われるかもしれません。しかし、そんなに簡単な話ではないのです。共謀罪の問題点は山のようにあるのですが、ここでは代表的なものをお紹介します。

まず、殺人のような通常の犯罪と違い、計画という行為は主観的で不明確なものです。第三者から見て、計画があったのかなかったのか、はっきりとはわかりません。このように何が犯罪なのか不明確だと、えん罪が起きかねません。

また、何が犯罪にならないかも不明確ですから、人々の行動を萎縮させてしまします。政府に都合の悪い人を共謀罪で脅かすことが可能なのです。

3 これからどうなる？

ただ、2017年11月現在、共謀罪で逮捕・起訴された例はありません。

これは、共謀罪が警察や検察にとっても使いづらいものであることや、成立後も廃止に向けた動きが止まらないことが影響していると考えられます。

昨年12月6日に野党が共同で「共謀罪廃止法案」を提出したり、共謀罪が国連の「自由権規約委員会」で次に検討されるテーマに決まったりと、国内外で共謀罪には厳しい目が向けられているのです。

また、共謀罪の対策を行うため、「共謀罪対策弁護団」が設立されました（私も創設メンバーの一人です）。

したがって、共謀罪を過剰に怖がる必要はありません。みなさんが様々な活動を自肅せず（萎縮しては政権の思うツボです！）、思う存分声を挙げ続けることが何よりも大事です。

そして、もし万が一、共謀罪で捜査されたような場合、共謀罪対策弁護団が全力でサポートしますので、すぐに当事務所までご連絡ください。



足立戸籍裁判が画期的な前進

弁護士 黒岩哲彦

東京都足立区は2013年3月に民間会社と
「足立区戸籍・区民事務所窓口業務等の委託契約」を締結しました。



戸籍は個人情報のかたまり

戸籍は個人の出生から死亡に至るまでの身分関係の変動が記録されています。そのため記載内容が漏れると、本人や家族のプライバシーが外部に分かることになります。



足立区民が住民訴訟

足立区民1389人は、プライバシー侵害、地方自治法違反、戸籍法違反、労働者派遣法違反を理由に東京地方裁判所に2015年1月21日に住民訴訟を提訴しました。



「業務報告書」の開示を実現

受託会社は足立区に毎月「窓口業務等月次報告書」を提出しています。足立区民は業務の実態を明らかにするために情報公開を求めたところ、黒塗りにものしか開示されませんでした。そこで足立区民が異議申立をしたところ、19年3月28日付けで足立区情報公開・個人情報保護等審査会は「発生原因」等以外の開示を認めました。

開示された「業務報告書」により、①戸籍届出の入力ミス、②戸籍事項の移記ミス、③東京法務局に受理照会をしないミス、④他の自治体への発送ミス、⑤区民へのサービス低下が明らかになりました。



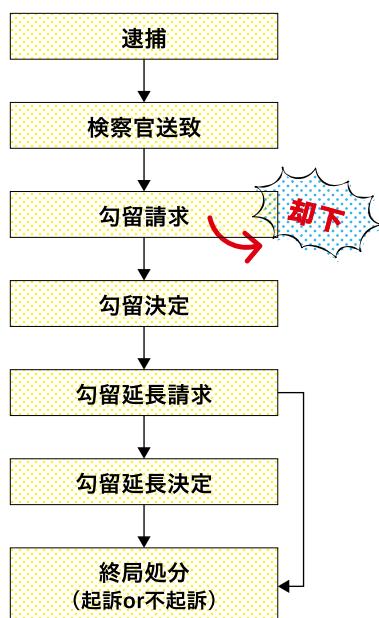
戸籍専門家と足立区民の証言が予定

2018年には戸籍の専門家と原告本人に証拠調べが行われます。
足立戸籍外部委託住民訴訟は最大の山場を迎えます。



検察官の「勾留請求却下」という成果を獲得しました

弁護士 石井一楨



刑事事件で「逮捕」されると、被疑者は72時間、身体を拘束されることになります。主に警察署内の留置施設に入れられてしまいます。

通常、逮捕後、検察官はこの72時間の間に「勾留」請求という次の手続きをとります。

検察官の勾留請求に対して、裁判官が勾留の要件を満たしていると判断すれば、被疑者の方はさらに10日間身柄が拘束されてしまいます。

ちなみに、2016年の統計では、検察官の勾留請求を認めた率は、**97.29%**なので、検察官が「勾留」請求をすれば、極めて高い確率で勾留されてしまいます。

ほとんどのケースで勾留は一度「延長」されるので、勾留延長が認められれば**さらに10日間身体を拘束されてしまいます。これにより、最大23日間、身柄が拘束されてしまいます。**これにより、職場に行くこともできなくなりますので、長期欠勤を理由に解雇等の不利益を受ける可能性もあります。

しかし、裁判官が、検察官の勾留請求に理由がないと判断して、勾留請求却下という決定をすれば、「勾留」することは認められず、被疑者は逮捕から72時間以内に身柄が釈放されることになります。

「勾留」が認められる要件は、①相当の嫌疑、②住所不定、罪証隠滅のおそれ、逃亡のおそれのうちどれかが存在すること、③勾留の必要性があることとされています。

今回、依頼者の方が逮捕されてしまったのですが、**勾留されずに釈放させるという成果、勾留請求却下という成果を得ることができました。**

具体的には、ご依頼頂いた当日のうちに接見しました。

翌日、裁判官に対し、「勾留」決定しないよう意見書等を提出しました。

意見の内容としては、依頼者が定職に就き、安定した所に居住しているので逃亡のおそれがないこと、証拠隠滅の可能性がないこと、本人が真摯に反省しているので、これ以上身柄を拘束する必要性はないこと述べ、本事案では勾留の要件を満たさないから検察官の勾留請求を却下するべきであると主張しました。

無事、裁判官が意見書の内容を認めて「勾留」請求を「却下」してくれましたが、検察官はこれを不服として「準抗告」を申し立てました。しかし、裁判所は、検察官の準抗告に理由がないとして、準抗告は棄却され、検察官の「勾留」請求は認められませんでした。そして、依頼者の方は、**勾留されず、身柄が釈放されました。**

その後、依頼者の方は、仕事にも復帰することができます。

もちろん、こういった成果は色々な要素が揃ったときにしか収めることはできず、全ての事件で勝ち取れるわけではありませんが、今後も、依頼者の方に、可能な範囲で最大の成果を提供できるよう力を尽くしていきたいと思います。

新刊案内

年金引下げ
違憲訴訟

社会保障レボリューション 命の砦・社会保障裁判

2017年9月30日発行 高蔵出版

弁護士 黒岩哲彦

私も年金引下げ違憲訴訟についてコラムを執筆しました。

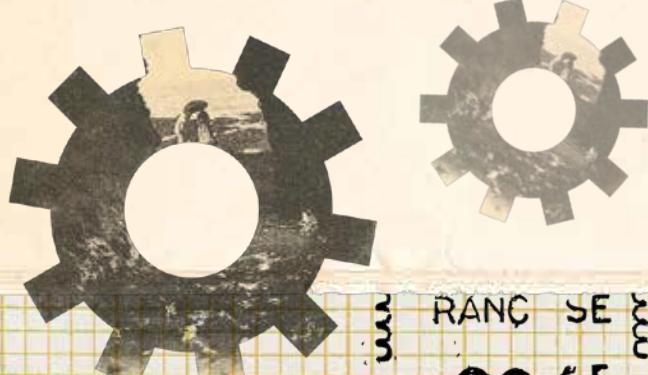
1. 書名と表紙絵の衝撃

出版記念会が2017年9月30日に兵庫県神戸市で行われ、私は本書をはじめて手にとりました。書名は「レボリューション」（革命）、表紙絵はジェーヌ・ドラクロワによって描いた1830年のフランス7月革命の民衆を導く自由の女神です。今の時代に「時代錯誤」ではないかと思いました。しかし、編者の井上名誉教授は「はしがき」で、「若者をはじめ多くの人々が闘い、運動そして裁判と聞くと一步引いてしまう。そんな時代にあえてレボリューションすなわち革命を掲げたのは、改憲、「戦争法」そして「共謀罪」と戦前を思わせる時代状況からである。」としています。本書が、社会保障裁判そして社会保障「革命」・レボリューションの引き金となり、人権としての社会保障確立、人権、民主、平和日本の国づくりに貢献するものであることは間違いがありません。



2. 社会保障裁判の百科全書

本書の内容は、序章は「社会保障裁判の展開と権利としての社会保障、第1章は、朝日訴訟をテーマに「朝日訴訟10年の闘い」と労働者・労働組合の闘い、第2章は、堀木訴訟をテーマに「堀木訴訟が拓いた道」や「若者世代からみた堀木訴訟」など、第3章は障害のある人と裁判、第4章は生活保護裁判の新しい波、第5章は年金引下げ違憲訴訟、第6章は「課題と展望」です。





3. 故小川政亮先生のビデオトーク

社会保障法学の泰斗であられた社会事業大学名誉教授の小川政亮先生は2017年5月7日に97歳で逝去されました。小川先生はエンディングノートに「偲ぶ会をやるなら、社会保障状況についての会に」と書かれました。小川先生の遺志を継ぎ、2017年11月5日には「小川先生を偲び、社会保障を語る会」が催されました。

小川先生は、朝日訴訟東京地裁判決55年、堀木訴訟提訴45年を記念して2015年11月1日には神戸で開かれた「人間のくらしと平和を守る市民集会」にビデオトークをされました。インタビューアーは藤原弁護士です。小川先生は、朝日訴訟との出会い、朝日訴訟の一審段階での証人を遠慮したことを大変に悔やんだことと2審段階で証人として出たこと、堀木訴訟での忘れられないこと、そして社会保障をめぐる今日の情勢について「朝日さんたちの時は1人がやったわけですけど、今では1000人を超える人たちが全国で訴訟を起こしている。これはやっぱり、朝日訴訟の一審判決の大きな影響力がいまだに及んでいる。それを拡大していくかなればという運動をして発展しているのだなと思っているのです。」と静かに語られました。私は集会に参加して小川先生のビデオトークを拝見しました。小川先生の毅然とした姿勢に強い感銘を受けました。

本書には小川先生のビデオトークが収録されています。

4. 知恵と理論と運動のノウハウが詰まっている

安倍政権の現在の社会保障への攻撃と、社会保障裁判を通して闘うには、政治的・社会的・経済的分析、法理論・法解釈、国際人権論、司法の役割論、運動論など新たな探求が求められています。本書は、社会保障裁判の手引書・マニュアル書でもノウハウ本でもなく、困難な社会保障裁判の勝利に直ちに役立つわけではないかもしれません。しかし、編者の藤原弁護士は「あとがき」で「本書は社会保障裁判をたたかっている当事者、弁護士、研究者から寄せられた原稿には、闘いを通じて得られた知恵と理論と運動のノウハウが詰まっている。朝日訴訟と堀木訴訟は過去の「歴史」ではない。運動の発展法則の理論深化の経過などが語られている。のっぴきならぬ生活の必要が運動を生み、運動をさせる。そして、運動と研究の担い手を育てる。」と書かれている通りだと思います。

人権としての社会保障裁判を闘っている弁護士、そして安倍政権の社会保障への攻撃を許さない運動を取り組んでいる皆さんに是非とも読んでいただきたいと思います。



9月30日の出版記念会で発表された「くらしー」

- ①権とケンの駄洒落。②堀木訴訟の全盲の堀木フミ子さんの盲導犬ドルシーが82年7月7日の最高裁大法廷不当判決に大法廷で「ワンワン」と鳴いた。
- ③☆は最高裁判決が「7月7日」で七夕判決と言われている。④Rは権利。
- ⑤耳が25条

もう会社を辞めてくれと言われたら？！



弁護士 柿沼真利



勤務先の会社で社長から「もう会社を辞めてくれ。」と言われてしまいました。
私は、会社を辞めなければならないのでしょうか？また、どのように対応したらよいのでしょうか？



ケース1

解雇であった場合

勤務先が、貴方との間の労働契約を一方的に終了させる内容である「解雇」の意味でそのように言ってきた場合、「解雇」は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は無効（労働契約法16条）とされています。

ですから、解雇に客観的に合理的な理由が欠け、あるいは、社会通念上相当であると認められない場合であれば、解雇の無効を主張して争うことができます。

この場合、貴方は勤務先に対して、解雇の理由について書面で具体的に説明するよう請求することができ、それを元に解雇の無効性を主張することになります。

そして、その後、解雇が無効と判断された場合、労働契約が継続していることになります。この場合、あなたは会社を辞める必要はなく、引き続き会社で働き続けることができます。さらには、解雇された後の未払い給与分をいわゆる「バックペイ」として請求できる場合もあります。



ケース2

契約期間満了による雇止めであった場合

そもそも、勤務先との労働契約が「期間の定めのある」もので、その期間の満了に伴う終了を言われた場合（雇止め）、原則的には契約は終了してしまうので、辞めざるをえません。

ただし、その労働契約が「過去に反復して更新されたことがあるものであった」場合や、「契約期間の満了時に当該有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があるものであると認められる」場合であれば、【ケース1】の解雇の場合同様、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で当該申込みを承諾したものとみなす」とされ（労働契約法16条）、その雇止めの無効を主張し、勤務先を辞めることを回避できる場合があります。そして、解雇同様、雇止めの理由の文書による説明を求めてください。



ケース3

退職勧奨の場合

例えば、勤務先側が「辞表」の作成・提出などを求めてきた場合、それはあくまでも、労働者側が自主的に辞めることを申し込むだけの「退職勧奨」に過ぎないのでこれに応じる必要はありません。

「辞表」などの作成に応じず、率直に拒否してください。

離婚回際回 財産分与



弁護士 金湖恒一郎



財産分与って、何ですか？



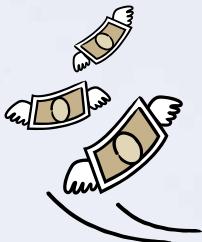
夫婦が婚姻中に形成した財産（共有財産）を分ける手続とお考えください。



どうやって分けるのですか？



原則として、婚姻期間中に増加した財産を、夫と妻が半分ずつ取得するように分けます。



たとえば、婚姻期間中に、夫名義の財産が300万円、妻名義の財産が100万円増加したとしたら、

$$(300\text{万円} + 100\text{万円}) \div 2 = 200\text{万円}$$
を、

夫と妻がそれぞれ取得するようにします。そうすると、

$$\boxed{\text{夫: } 300\text{万円} - 200\text{万円} = 100\text{万円}}$$

$$\boxed{\text{妻: } 100\text{万円} - 200\text{万円} = -100\text{万円}}$$
となり、

夫名義の財産が100万円多く、
妻名義の財産が100万円少ない状態ですから、
夫が妻に100万円の財産分与をすれば、



$$\boxed{\text{夫: } 300\text{万円} - 100\text{万円} = 200\text{万円}}$$

$$\boxed{\text{妻: } 100\text{万円} + 100\text{万円} = 200\text{万円}}$$

となり、夫と妻がそれぞれ200万円取得することができます。



財産分与の対象とならない財産はありますか？



財産分与は、いってみれば、「婚姻期間中に増加した財産は、夫婦が二人三脚で形成したものだから、半分に分ける」という考え方にもとづいています。

したがって、「夫婦が二人三脚で形成していない財産」は、財産分与の対象から外れることとなります。

具体的には、

$\boxed{\text{夫または妻が、相続により取得した財産}}$ $\boxed{\text{夫または妻が、婚姻前に所有していた財産}}$
などが、財産分与の対象とならない財産（特有財産）となります。



すぐそこまできた戦争

弁護士 小寺貴夫

昨年4月以来、頭から離れなくなりました。北朝鮮が自己の生存のためだとして核弾頭とICBMの開発を突き進め（言語道断です）、他方、トランプが軍事攻撃するかどうかに、誰もが振り回されています。あろうことか、安倍首相は、日本の首相なのに軍事攻撃の選択もあると言って強く支持しています。武力による威嚇そのものです。

もし攻撃すれば、日本と韓国に途方もない被害や犠牲者が出る、文明が高度に発達した先進国で都市や街が破壊されるなんてあり得ない、だから戦争を仕掛けることなどできないし起こらない、という考えは、違うのでは、と思います。映像で過去の（現在だって）戦争を見れば分かります、偶発であれ、謀略であれ、うまく行くと思って始めたら、どんな悲惨なことになんて止められません。

日中戦争や太平洋戦争では、日本人の死者は310万人、中国人の死者、つまり日本が殺した中国人の数は1000万人と言われています。中国側からすると死者の数は3000万人ですが‥。

だから、敗戦で、日本は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」、9条のある日本国憲法を制定しました。

戦場は日本ではなく中国でした。我々の父や祖父は残酷な人々だったのでしょうか。いいえ、今の私たちと同じ心を持ち、同じ理性を持っていました。でも、煽った人々も多かったのです。私たちがその事実をよく知らないのは、戦場が日本ではなく、戦後、その体験を話す人が少なかったからです。

ハイテクの今は、簡単に大きな犠牲が出ます。報復のテロやミサイルを防ぐことなどできないでしょう。北朝鮮を軍事攻撃することに日本の首相が同意を与えるようなことがあってはいけないと、切に願っています。



2020年に 向けて

鎌田正紹



平成になって30年。いい時代になっていく予感は全くなかったが、こんなに大変な（酷い）時代になるとは思ってもみなかった。

国民の貧困化と格差の拡大は進み、増税はじめ国民負担の増大、社会保障費の削減等々暗い話ばかりである。

しかも、秘密保護法、戦争法（安保法制）、共謀罪など悪法が次々に制定され、安倍首相は、2020年の憲法改悪（自衛隊の絶対化）を公然と打ち出している。

安倍政権は、北朝鮮との対話を否定し、トランプの尻馬に乗って、ひたすら威圧したり挑発したりし、言いなりになって大量の武器を購入するなど、いつのまにか戦争・武力攻撃の危険が迫ってきてている。

選挙には半数近くの人が行かず、小選挙区制により自民党は8割近くの議席を得ている。しかも内閣支持率は下らず、自民党の支持率は高い。

どうしようもない閉塞状況に見えるが、他方、世論調査では、憲法改正反対の声の方が上回っており、消費税値上げ等の重要争点でも反対のほうが多い。

こうした世論に依拠し、選挙に行かない人や、憲法改正賛成の人たちにどう働きかけ、憲法改正反対の声を大きくしていくのか、2020年までの2年間が、文字通り日本の未来を決めていくことになる。

戦前に起きたこと、いま世界で現実に起きていることをよく見ながら、自分にできることをやっていかなくてはと思う。

パラリーガル PARALEGAL

事務局より

このところのマラソン人気にはやかり、私もランニングを始めて数年になります。各地で様々な大会が開催されていますし、町中でもジョギングやウォーキングをしている人をよく見かけます。始めた頃は100メートル走っただけで息が上がり、無謀な事に足を踏み入れてしまったと後悔しましたが、練習を重ね、苦しみながらも何とか完走できた時の達成感は気持ちのいいものです。大会では、まだ10キロコースにしか参加したことがありませんが、膝や腰を痛めない体づくりを心がけいつかはフル…なんて！

事務局 持田理恵



事務所紹介の新しいリーフレットを作成しています。年配の方から弱視の方まで、見やすく使い勝手が良いのはどういったものか、デザインと併せ悩んでいます。ご意見ありましたら事務所までお寄せください。

本当は、盲目などのために、音声コードや切欠きも入れたいのですが、費用がかかりそうなので行政の補助がほしいなと考えています。

事務局 蔵明子



終活の相談などで年配の方々の願いや想いを伺う機会が多くなりました。

法律事務所の仕事も幅広くなっています。私は、伝記とか、様々な人々の人生のお話を伺うのが好きで、自分と重ねながら、「どう生きるか」の参考にさせていただいている。終活に関するあふれる情報に埋もれながらも、お一人お一人のよりよい終活のお手伝いができるようさらに学んで、一緒に歩んでいきたいと思っています。

事務局長 坂崎恵美子

昨年は憲法施行70年でした。日本は、これまで、戦争で人を殺し、人が殺されなかつたのは憲法9条の存在があったからでした。

それが、安倍政権のもと、戦争する国になる道へ進もうとしています。

それだけは何としても止めなければならないと思います。

これから未来を担う子供や私たちが平和で安心して暮らせる世の中に、自分ができることを今年も頑張ります。

事務局 秦野信代



最近、なぜか急に英会話の特訓を始めました。受験勉強のときなどとは違って、とにかくしゃべるトレーニングです。クリスマスは某アメリカンファミリー宅でホームステイさせていただき、会話だけでなく素晴らしい経験を得ました。

これからもときどき英語漬けの環境で過ごし、いつかは事務所の公用語を英語にするぞぐらいの勢いで、事務所メンバーを巻き込んでいきたいと思います（？）

事務局 景山紫穂



各種出張セミナーのご依頼もお待ちしております！

2017年11月29日

相続セミナー @東京芸術センター

辻田弁護士・石井弁護士・大久保弁護士・事務局坂崎・持田が出演しました。

近年、相続に関するご相談が急増しています。相続争いは、財産の多少に関わらず、必ず起こるものです。

当事務所の相続セミナーは、所員が相続人の役を演じながら具体的なトラブル事例を解説するスタイルで、大変ご好評をいただいております。セミナー後の個別相談も多数の方がご希望され、大盛況に終わりました。



所員によるお芝居を
交えた、楽しく実用的な
セミナーです

ドライブレコーダーに
残された映像は、
交通事故の非常に
有力な証拠となります！



交通事故

**金湖弁護士が
パイオニア社
ウェブCM出演中！**

最近の活動から 抜粋

● 鎌田弁護士

2017/11/26 国民救援会足立支部総会 共謀罪学習会 講師
2017/ 4/12 国民救援会荒川支部準備会 共謀罪学習会 講師
2017/ 6/24 東京土建葛飾支部 共謀罪学習会 講師

● 柿沼弁護士

2017/ 5/24 足立土建 労働法学習会講師（使用者側向け）
2017/ 6/21 同
2017/11/12 女性フェスティバル 働き方改革学習会講師
【開催予定】
2018/ 1/26 足立手をつなぐ働く女性の会 憲法学習会講師

● 石井弁護士

2017/ 2 荒川土建 労働カフェ 講師

2017/ 9/25 CU足立 働き方改革学習会 講師
2017/12/23 荒川土建 憲法カフェ 講師

【開催予定】

2018/ 2/27 荒川土建 働き方改革学習会 講師

● 辻田弁護士

2017/11/13 立教大学 憲法学習会 講師
2017/ 7/ 6 福祉保育労働組合 北足立支部 共謀罪学習会 講師
2017/11/12 竹の塚第一団地 憲法学習会 講師
【開催予定】
2018/ 1/12 足立地域協議会 あすわか 憲法カフェ 講師
2018/ 3/20 千住9条の会 憲法カフェ 講師（ママの会・長尾詩子弁護士）
その他多数

編集後記

年賀状ではなく寒中見舞いになってしまいましたが、本年も宜しくお願ひ申し上げます。弁護士はもちろん、事務局も山盛りの仕事を抱えてがんばっています！（景山）

【予約制】30分無料相談カードをご利用ください（通常5400円）

相続・遺言・後見・不動産・借地借家・離婚・男女問題・交通事故・借金問題・労働問題
刑事事件・消費者問題・債権回収・会社取引 その他

※ご延長される場合は有料となります。（30分ごとに税込み5400円）

お電話にてご予約のうえ、当日ご持参ください ☎ : 03-3870-0171

予約制

30分無料相談カード

北千住法律事務所
03-3870-0171



予約制

30分無料相談カード

北千住法律事務所
03-3870-0171



予約制

30分無料相談カード

北千住法律事務所
03-3870-0171

